

# 早出遅出勤務の概要

**早出遅出勤務 … 1日の勤務時間の長さを変えずに始業及び終業の時刻を通常と異なる特定の時刻とする勤務**（勤務時間法第6条第2項）

〈早出遅出勤務のイメージ〉：1日の勤務時間の長さは変わらない



〈早出遅出勤務のうち、特に配慮が必要なもの〉

	疲労蓄積防止のための早出遅出勤務	修学等のための早出遅出勤務	障害の特性等に応じた早出遅出勤務	育児・介護を行う職員の早出遅出勤務
目的	• 超過勤務等による職員の疲労の蓄積の防止	• 職員の修学等の支援	• 障害者である職員等に対する配慮	• 育児又は介護を行う職員の福祉の増進及び能率の発揮
対象	• 全職員	• 全職員 ※任期付職員や臨時的職員を対象外とすることや、最低勤続年数、利用回数等を要件として設定することも可	• 障害者雇用促進法第37条第2項に規定する対象障害者である職員 • 勤務時間の割振り等について配慮を必要とする者として健康管理医が認めるもの	• 小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校等に就学している子を養育する職員 • 2週間以上疾病等により日常生活に支障がある配偶者・父母・子等を介護する職員
基準	• 0時～24時の時間帯 • 夜間等の退庁を余儀なくされる職員の負担軽減に資する	• 5時～22時の時間帯 • 職場の状況を把握し、公務運営上の支障の有無を判断 • 職員の希望する期間に係る業務内容等を総合的に判断		• 5時～22時の時間帯 • 始業・終業時刻、休憩時間、休憩時間をあらかじめ定めて職員に周知